

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第27回 議事概要

1 日時：平成19年11月20日（火）17：10～18：30

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、園田愛一郎、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、長田三紀、中村伊知哉、生野 秀年、堀 義貴、福田 俊男（以上25名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、川瀬 真（文化庁）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、藤沢 秀一（日本放送協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）、

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

中田政策統括官、武田衛星放送課長、

4 議題

（1）COG改善に関する報告

○ 関委員より、資料1に基づき、COG改善処理について報告。

（2）技術検討ワーキング検討状況

○ 村井主査より、資料2に基づき、技術検討ワーキングの検討状況について説明。

（3）その他

○ 小笠原コンテンツ振興課長より、資料3に基づき、放送コンテンツの不正流通防止に関する周知活動について説明。

（4）意見交換

○ 国民にあまねく送ることが責務である地上放送等の基幹放送において、スクランブルをかけるのは問題。地上デジタル放送は、災害時に役に立つ、弱者にやさしい等をうたい文句に全国民に費用負担させようとしており、誰もが受けられるサービスを提供する責務がある。スクランブルは是非ともやめるべき。

○ スクランブル解除に必要なB-CASカードの発行は民間のB-CAS社に委ねられ

ており認証の基準が不透明。無反応機器が出てきて無駄になるのであればなおさら、最終的なコストのほとんどを負担する消費者としては受け入れられない。

- 別の方法がとれるのであれば模索するべき。制度的なもので認証等の基準の透明性を確保して行われるものが構築できるのであれば、消費者としても歓迎。
- パブリックコメントを見ると、「コピー10回」については、機器の利用に慣れていない一般の消費者の保護ということからいえばそこで折り合えるが、ヘビーユーザーからは厳しい反対意見が多い。今回の選択肢はできるだけ早く実現し様子を見て、権利者とヘビーユーザーの消費者が危惧していることが実際にどういう形で起きるのか検証しながら、また次の手を考えていくことが重要。とにかく早く決まった結論を進めていただきたい。
- 誰でも見られる無料広告放送、公共放送、基幹放送である地上放送でスクランブルを基本とするエンフォースメントを行うのは問題と感じる。ルール違反の受信機の排除のために、消費者が様々なコスト等を負担するのは納得がいかない。暗号化のようないわば事前規制はなるべく外し、それを担保できるほかの制度整備をしてルールを決め、その違反をチェックするのが今の大きな流れ。スクランブルに代替し得る制度的エンフォースメントがあるなら、具体的な枠組みを明確にし、手続の透明性も含め、早急に検討していただきたい。
- 地上放送にスクランブルというのは納得がいかない。デジタル放送に対応した周囲の人たちも不便さを実感。スクランブルをかけること、B-CASカードを作ること、それを読み取るリーダーを作ること、全部にコストがかかっており、消費者がそれを負担し続けるのはおかしい。替わる制度や事後的なチェックが実現するのであれば、様々な立場の人たちで議論を進めて、新しい制度を模索していただきたい。
- コピーワンスの緩和については、様々な問題点を克服して作業が進捗することを期待。私的領域で流通するコンテンツへのリスペクト、そこで生まれる利益のクリエイターへの還元が前提となることが第4次中間答申では述べられており、それをよりどころとして、我々権利者は様々な反対意見もある中でコピーワンスの緩和にこぎつけたもの。

私的領域において権利者の権利が制限されていることから生じる利益とは、消費者に限らず、著作権法第30条によってメーカー等は私的複製に供される機器や媒体を販売して莫大な利益を上げている。今回の緩和も売れ行きが大きく鈍った録画機器等の販売を促進する等大きな利益をメーカーにもたらす。

一方で、著作権保護技術が付されているかどうかにかかわらず、コピー可能な枚数が何枚であれ、メーカー等は私的録音録画機器を販売して確実に利益を上げる。現在、メーカーが権利者に対して利益を還元するシステムは私的録音録画補償金制度においてほ

かには存在していない。

しかしまた一方で、メーカーは去る10月16日、プレスリリースで録画補償金制度は不要であるとの見解を明らかにされた。これは中間答申で言われている「クリエイターへの対価の還元」を正面から否定し、メーカー等がその役割を分担するつもりがないことを明らかにしたものだ。関係者が努力を重ねて実現した成果をメーカー等が自らこれを破棄する意思表示をされたとも判断される。こうした前提条件が記載された中間答申にメーカー等が合意したことは事実であり、それを今になって覆すことは許されない。権利者を集約する87団体において、メーカー等の真意を確認するべく公開質問状をJ E I T Aさんに投げかけており、その回答いかんによっては、コピーワンスの緩和に関する合意がメーカー等によって破棄されたものとみなさざるを得ない。

- コピーワンスの緩和を技術的な側面から支えるエンフォースメントの問題について、本来権利者は、コピーワンスやB-CASの仕組みがどのように策定され、機能しているか全くあずかり知らない。エンフォースメントと暗号化とは全く別問題。権利者にとってコンテンツが暗号化されているかどうかは全く意味を持たない。
- B-CASカードを挿入できる無反応機器の販売のうわさもあり、エンフォースメントを実現する機能としてはほころびが出始めているのではないか。関係者に費用負担を強いるシステムでもあり、一刻も早く改めるべきと権利者は考えている。中途半端なシステムにかわる法的エンフォースメントの実現へ向けて、各省庁が連携してこの問題に積極的に取り組んでいただきたい。
- 今回のコピーワンスの緩和に当たっては、その成否を見定める上で、この問題に関与するそれぞれの立場にある者がそれぞれの義務の部分をいかに誠実に履行するかということが大きな要素。今後スムーズに解決していくために今回の成果はとても重要な試金石。メーカー等が公然とこれを踏みにじることがないように強く希望する
- 制度的エンフォースメントについて、B-CASの技術的なエンフォースメントの仕組みなどについて説明してきた。現時点で一般にコンテンツの記録や伝送に使用されている保護方式は、元の機能としてのコピー制御信号と、暗号化して扱うエンフォースメントとが組み合わせられたもので、理にかなった方式であるとは思っていたが、この委員会でも議論があり、基幹放送でスクランブルをかけるということについては問題であるという発言もあり、個人的にはそう思う。
- スクランブルをかけたエンフォースメントは、送・受信側ともスクランブルという機能が要り、それによりコストアップにつながってくることは事実。そういう観点で、制度的エンフォースメントについて検討することに関しては重要な意義がある。ただ、本当に代替し得るかという観点では、今の技術的エンフォースメントとの比較をするに

は、まだ制度的エンフォースメントの枠組みが明確になっていない。

- 対象範囲、対象となる設備についての検討や、不正受信機が出現することに対する事前抑止効果があるのかということ、出てしまった後にそれに対する実効的な防衛手段ができるのかということ等を詳細に早急に検討していくべき。

- デジタル放送開始以降、コンテンツに対するリスペクト、コンテンツの保護、低廉かつ効率的に良質の放送をキープするという立場から、コンテンツの保護を実施するには、3年半前には技術的エンフォースメント、スクランブルをかけるしかなかったと理解。議論も当然あるが、当時技術としてそれしかなかったB-CASカード方式を地上放送は用いた。それにかわるものを模索してきたが、どの方式でも技術的なものは民間での契約によるものであり、一定のコストは誰かが負担しなければいけないという問題があった。

4次答申においてエンフォースメントに関する検討の必要性、制度を含めたルールのあり方について審議を行っていくということで、数年前にはなかった、制度・法的なものを含めて検討したらどうかという新たな道が開かれたと理解。

今の技術的エンフォースメントに代替しうるのかを含めた検討が早急にされるべき。さらにはそれを包含できて上回るもの、法的なもの、簡便で誰もがわかりやすく余分なコストもかからないものを目指すことがベスト。なるべく早く結論が出るように検討していくべき。

- COGの改善について、中間答申で皆様の合意として、「9回までコピーできるようにする」ということが最も注目されているが、それだけがひとり歩きするのではなく、「コンテンツへのリスペクト」、「権利者への適正な対価の還元」、今回の措置によって違法コピーが流通してしまうということが起きないようにする「周知広報活動」等がセットで回っていくべき。放送事業者もメーカーも権利者も一緒に、それぞれの役割の中で取り組んでいくべき。これをぜひ改めて共通理解にしていきたい。

- エンフォースメントについて、技術的な話で恐縮ですけれども、DVDに記録する場合、いろいろなところに伝送する場合に、コンテンツ保護のためのいろいろな技術が一般的にあるが、いずれもCCIと言われているコピー制御情報とコンテンツの暗号化がペアで使われているということで、デジタル放送だけが特別な技術を使っているわけではないということはまずご理解いただきたい。視聴者の皆様方になるべく煩わしさが少ない方式にしなければいけないということは重々承知しており、できるだけ改善していかなくてはいけないと思っている。

- 一方、制度的エンフォースメントについては、技術的エンフォースメントと比較して低コストで実現できそうだとことは言える。ただ、具体的にどういう効果、機能が

あって、技術的エンフォースメントと比較してどうなのかということはまだ明らかになっていないので、それを十分議論する価値、意義があるのではないかと考えている。

- ダビング10については、ようやく商品開発のスタートを切る環境が整ったので、来年6月めどということなので、メーカーとしてはそれに向けて商品開発を粛々とやっていきたい。これはハードディスク内蔵型が前提で、ハードディスクのないテレビから出力した記録については相変わらずコピーワンスが残ってしまうといったことについて、コンテンツのリスペクトも含めて、周知啓発活動を、特に放送事業者、DPAと一緒に進めていくべき。地デジへの完全移行まであと3年8カ月とあまり時間がないので、とにかく地デジの普及に少しでも早く貢献していきたい。
- エンフォースメントに関して、基幹放送である地上放送にスクランブルがかかっているのは個人的にはあまり望ましい方向ではないと思うが、それでは制度的エンフォースメントがいいのかというと、様々な角度からかなり深掘りした検証が必要。メーカーの人間としては、産業論的な立場、国際整合性、お客様のベネフィット、コスト論等も含めた観点から、技術検討ワーキングで議論していきたい。制度的エンフォースメントで縛られるのはメーカーの受信機が対象になるので、受信機側のコストは本当はないのかということも素朴な疑問。
- 制度的エンフォースメントはあって当たり前、今ごろ検討とは遅きに失している。「B-CASカードを使ってスクランブルで実演家の権利を守ってください」という願いをしたことはなく、いつの間にか導入されていたのに、それがあたかも実演家が求めたように言われるのは心外。逆に、放送事業者の方を見たときに、上場している会社で新しいお金を生まない投資、費用負担を毎年B-CASのためにしているのは理解できないところ。

権利者は、技術的なものでコピー商品や違法なアップロードがなくなるとは思っていない。現在もYouTubeやニコニコ動画でタレントの肖像、ドラマ、歌番組などがたくさんアップロードされている。これを制度でというのは、最もコストもかからず周知徹底もうまくでき非常に簡便。違法なコピー・アップロードをしたら厳罰になると、ただ現在の裁判では遺失利益を出せと言われ、これがいつも5万、10万とか30万とか100万という懲罰的な賠償金で済んでしまい、よほど裁判費用のほうが高いからやらないというのが現実。
- 違法にアップロードする側も著作権法の内容はよく知っており、日本のソフトについては罰則が少ないから、ニコニコ動画にアップロードされるコンテンツは日本のソフトばかりで、アメリカの映画は非常に少ない。訴訟を起こされたら困るということをよく知っており、それぐらい抑止力がある。制度的エンフォースメントで、みんな捕まえて

厳罰にしろということではなくて、違法にコピーして頒布・アップロードすることや、無反応機器を売り・買いすることが罪であり処罰される、なぜなら国益を損ねるからだという非常に単純なこと。ただ、無反応機器云々というのは権利者には全く関係ないので、最もダメージを受けるメーカーさんが考えればよいのではないか。

○ 「ダビング10が合意された」と言われているが、合意も妥協もしておらず、「聞き置いた」のみ。ダビング10と私的録音録画補償金制度と制度的な罰則は3点セットと考えている。制度的エンフォースメントがあり、かつ補償金又は補償金にかわる素晴らしいアイデアが出てくるのか、それがセットになって、やっとここで妥協したと言うつもり。

○ 日本は違法なアップロードに関して寛容であり、ネットの世界では日本はコンテンツの違法利用大国。だから技術的なものは特別な意味を持たず、やはり制度を先行させるということが実演家にとっても最も大きな成果、抑止力にもなり、消費者にもわかりやすく周知徹底できる方策。

(5) 今後の検討スケジュール

○ 小笠原コンテンツ振興課長より、今後の検討スケジュールにつき説明。

以上